

法務委員会 質問要旨

令和3年3月24日
立憲民主党
階 猛

1. 3月17日法務委員会の質疑通告分の補充質問（法務大臣）

2. 本法案について

- ① 立法まで時間を要した理由（法務大臣）
- ② 登記名義人の死亡事実がすべての不動産登記に反映される時期の目途（法務大臣）
- ③ ②によって、固定資産税の「死亡者課税」はなくなるのか（総務省政府参考人）
- ④ 相続登記を義務化する前提として、亡き登記名義人の法定相続人の範囲を誰もが容易に知り得る仕組みが必要と考えるが、その具体策（政府参考人）
- ⑤ 所定期間経過後の法定相続分に基づく土地取得が生じた場合、相続登記の義務は生じるか（政府参考人）
- ⑥ 住所変更があった旨の表示登記を行うこととし、これについては本人への確認不要とすべきではないか（政府参考人）
- ⑦ 相続登記や住所変更登記の義務に違反したかどうかを正確に把握できるのか
（政府参考人）
- ⑧ 死亡事実の公示、相続人申告登記、住所変更の職権登記のシステム構築に要する費用（政府参考人）
- ⑨ 上記システムの費用対効果（法務大臣）
- ⑩ 所有者不明土地・建物の管理人による対象不動産の売却に関し、裁判所の許可の要件（政府参考人）
- ⑪ 所有者不明土地・建物が悪質業者に売却された等の場合に借地借家人等の利害関係者は異議申立てできるか（政府参考人）
- ⑫ 所有者不明不動産の国庫帰属を避けるため、所有者不明土地（建物）管理人に売却を強いる運用とならないか（法務大臣）

以 上

- ・ 答弁者は簡潔明瞭な答弁を行うこと
- ・ 3月23日16:00からの党法務部会での関係団体ヒアリングを踏まえ、質問事項を追加する場合あり
- ・ 配布資料がある場合は追って提出